

環境トピックス



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

野外焼却の禁止

住宅の庭先を含む野外でのごみの焼却行為（野焼き）は違法行為です。一部の例外を除き、法律で禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

例外となる場合

- どんど焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
- 農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（たき火、キャンプファイヤーなど）

ごみステーションの管理

ごみステーションは、ごみステーション設置要綱の基準を満たした場合に、自治会長やステーションの利用責任者等の申請により設置をしていただいています。

また、利用者はごみステーションを利用するに当たって、ごみの出し方のルールを守るとともに、清掃当番等責任者を定めるなどして、ごみステーションの適切な維持管理を行うことになっています。

1人ひとりがしっかりルールを守らないと、大勢の人たちに迷惑がかかります。

出すごみ、出す時間をしっかり守る、分別をきちんと行う、ネットは最後まで被せるなどルールを改めてご確認のうえ、ごみステーションの適正な管理をお願いします。

食品ロス0（ゼロ）の推進を！

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。

忘年会や新年会など、外食の機会が増える年末年始ですが、宴会では食べきれず、捨てられてしまう料理が多くなりがちです。

宴会では、次のポイントを守って楽しく食べきりましょう。

適量注文しましょう

多すぎる量を注文し過ぎないように注意しましょう。

とちぎ食べきり15（いちご）運動の実施

開始、終了15分前は、席を立たずにしっかり食べる時間を作りましょう。

積極的な声かけ

幹事さんは、「おいしく食べきろう」など積極的に声かけをして、食べ残しがないように呼びかけましょう。

ごみ処理施設を見学しよう！

県では、ごみ処理施設の見学を希望する方に合わせて、見学先の提案や調整、見学先でのエスコートなどを行っています。

ごみ処理施設を見学して、ごみ処理やリサイクルについて考えてみませんか。

■問い合わせ先

県廃棄物対策課
☎028(623)3228

不用品リサイクル情報

市では、不用品リサイクルの情報を提供しています。

〈譲りたい〉

電子ピアノ（キーボード）・こたつ布団・ソファー

〈譲ってほしい〉

電子ピアノ・ベビーベッド・自転車・CDラジカセ・麻雀牌と卓・バスケットゴール・薬師寺幼稚園長袖体操着

トイレの汲み取り・浄化槽の清掃はお早めに（年末年始）

12月29日(土)から平成31年1月3日(木)まで、し尿処理場が閉場（お休み）のため、汲み取り業者による汲み取り・清掃ができません。年内中の汲み取り・清掃をお考えの方はお早めに契約業者へ依頼してください。